平成２２年（フ）第２５６号
岐阜市菅生８丁目１番14号サンライズ服部Ａ棟103号室
債務者　加納　正治
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３５８号
岐阜市茂地264番地６
債務者　曽根原英二
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３７９号
岐阜市芥見嵯峨２丁目140番地ベイ・セジュール201号室
債務者　関寺　秀敏
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３８６号
岐阜県羽島市正木町坂丸１丁目８番地２
債務者　古川　恵美
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１３号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取1558番地の１　スズヤアパート102号
債務者　根本　文江
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第２３号
静岡県下田市河内238番地の４
債務者　土屋　三幸
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第１３８１号
名古屋市中川区細米町２丁目64番地　ダイアパレス細米グランステージ404号
債務者　牧　　珠世
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９１号
愛知県豊田市高岡町池端79番地　ミキスクエア303号
債務者　内野　　悠
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４２７号
愛知県岡崎市城北町５番地６　レインボー城北1103
債務者　堀内　友治
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４３８号
愛知県みよし市打越町三本松30番地48　センペル501号
債務者　平井ひかる
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４４１号
愛知県豊田市若林西町北山77番地　フランダース北山103号
債務者　岩瀬　祐子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４４２号
愛知県知立市谷田町宝土58番地　ハリープラザ三陽Ｃ棟202号
債務者　藤森　美鈴
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８１号
滋賀県守山市赤野井町61番地
債務者　Ｊ．Ｉ．Ｎコミュニケーションズこと　石井　育雄
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３８号
滋賀県野洲市三上2112番地37
債務者　吉本　和貴
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６７号
大津市山上町２番11号　ハイツグリーンベル201
債務者　米倉　裕乃
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９５号
大津市神領２丁目39番27号
債務者　堀田　大樹
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０５号
滋賀県高島市今津町角川1161　社会福祉法人大阪自彊館救護施設角川ヴィラ、住民票上の住所大阪市西成区天下茶屋東２丁目14番47号
債務者　中西　清人
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　大津地方裁判所民事部